

医療情報データベース基盤整備事業のあり方に関する検討課題についての意見

東京大学大学院医学系研究科

大江 和彦

1. 本事業に参加する協力医療機関のメリット等（協力医療機関のメリット・インセンティブについて）

本事業に参加する協力医療機関にとっての包括的なメリットとしては

- 1) 医薬品副作用のデータベースからの検出に関心を持つ医療者を啓発することができること
- 2) 本システムが、SS-MIX2 標準ストレージの導入をはじめとして、多施設での医薬品安全性研究はもちろんのこと、医療データベースを活用した様々な研究の共通 IT 基盤として使えること

などである。

しかし、今回導入されたシステムは、当然のことながら完成された既製品の導入ではないため、導入過程で種々の解決すべき課題が多かった。特に、臨床検査部門や薬剤部門などのスタッフの協力なしにはできない導入作業もあり、新たな協力医療機関を今後募っていく場合には、こうした部門職員の理解と協力を得るための講演や説明会などを合同で開催し、病院全体として協力していることを PR することが必要であろう。

ところで、半ば定常的に本システムを用いたデータ抽出作業が発生する場合、その作業は医療機関スタッフの業務の一部として行われることになる。今回の事業の当初の協力医療機関は別としても、今後本事業に参画する医療機関を増やすためには、治験や製造販売後調査の委託に関する費用の支払と類似の考え方を採用し、医療機関にデータ抽出調査委託料を支払うといった枠組みを設計することも必要であろう。

2. データベース活用（試行）による実績の提示（試行期間終了後のデータの利活用の方向性、データの利用可能性や期待等について）

大学病院の場合、さまざまな研究でこうしたデータベース活用のニーズがあ

るため、試行期間終了後にも本データベースは維持され利活用されると考えられる。東大病院では、本システムの利用者端末を使用できる専用の部屋を院内に整備し、定期的な講習会を開催して利用熟練者を養成し、この熟練者とともにデータ抽出・解析ができるようにしていきたいと考えている。

3. 本事業の運営等のあり方

(費用負担のあり方等について)

本事業は現在試行期間中であり、協力医療機関が人件費、光熱費を持ち出して運用している。試行期間が終了して本運用を始めるのであれば、システム維持に必要な経費と、抽出作業に必要な人件費等のコストの一定程度は、先に述べたような枠組みでデータ抽出結果の利用者が負担できるようにすべきである。そのためには医療機関側が利活用料金の設定をすることも必要であろう。

しかし、一方で、本データベースシステムを利活用することによる最終受益者は国民であるはずである。従って、全額をデータ抽出結果の利用者が負担するのではなく、費用の一定程度は間接的に国民が負担するような枠組みの設計をしていくことが望ましい。